

## 第3回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和4年8月25日(木)

開催場所 菖蒲総合支所4階第一集会室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時50分

第3回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨 拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第11号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第12号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

議案第13号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 報告第6号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第8号 農地法第4条の規定による許可申請取消願について

報告第9号 農地法第5条の規定による許可申請取消願について

報告第10号 農地法第5条の規定による許可申請取下願について

報告第11号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第13号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第8 協議事項

第9 農政問題に対する質疑・応答

第10 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会 長	長 谷 川	勲 君	会長代理	鈴 木	好 雄 君
1 番	杉 田	孝 行 君	2 番	岸 田	一 男 君
3 番	池 田	庄 司 君	4 番	岡 田	武 君
5 番	川 鍋	優 君	6 番	柴 崎	行 雄 君
7 番	高 橋	真 一 君	8 番	大 澤	一 樹 君
9 番	渡 邊	敏 男 君	10 番	小 沼	健 司 君
11 番	高 橋	七 海 君	12 番	坂 卷	昭 一 郎 君
13 番	宮 城	与 四 郎 君	14 番	野 口	和 幸 子 君
15 番	籠 宮	信 寿 君	16 番	坂 卷	泰 子 君
17 番	早 野	公 夫 君			

欠席委員 な し

推進委員

久喜 6	石 井	幸 宏 君	菖蒲 2	伊 藤	克 美 君
菖蒲 4	関	裕 一 君	菖蒲 10	石 井	松 江 君
菖蒲 11	森 田	清 君	栗橋 6	遠 藤	正 幸 君

事務局

事務局長	波 谷	修	副 主 幹	村 田	直 洋
主 任	黒 須	一 宏	兼 係 長	横 山	玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（渋谷 修君） それでは、皆様、こんにちは。定刻となりましたので、これから第3回農業委員会の総会のほうを始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

初めに、長谷川会長からご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○会長（長谷川 勲君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（長谷川 勲君） 日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。5番、川鍋委員さん、6番、柴崎委員さん、よろしくお願いたします。

◎経過報告

○会長（長谷川 勲君） 続いて、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、お願いたします。

○事務局長（渋谷 修君） それでは、議案書3ページを御覧ください。前回の農業委員会から本委員会までの経過について3件ご報告させていただきます。

初めに、7月25日でございます。前回の農業委員会の総会終了後に農地最適化推進委員の委嘱式を行いました。

続きまして、8月10日でございます。埼玉県農業会議主催により令和4年度農業者年金加入促進特別研修会がさいたま商工会議所会館において開催されまして、岡田委員と小林主任のほうが出席いたしました。内容は、記載のとおりでございまして、DVDの研修や講演、情報提供でございます。

次に、8月22日でございます。埼玉県農業会議等の共催により令和4年度農地利用最適化推進活動活性化研修会がパストラル加須において開催されまして、長谷川会長や鈴木会長代理をはじめといたします各農業委員さんや推進委員さん、事務局職員のほう出席いたしました。内容については、掲載のとおりでございまして、講演や事例報告、情報提供でございました。

報告は以上となります。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について、何か質問がございましたらお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

続いて、農業委員さんの方から皆様に周知しておくべき事項等がありましたら、ご報告願います。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第8号

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第5、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長、お願いたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページ、申請書番号222303、譲受人は菖蒲町小林に事務所を置く法人、譲渡人は農林公社となっております、農林公

社によります農地売買事業による案件となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、田4筆、合計7,388平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を1万921アール耕作しており、良好に耕作管理されており、取得後につきましては水稲、麦、野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書の7ページ、申請書番号222304、譲受人は桶川市在住の方、譲渡人は農林公社となっております。農林公社によります農地売買事業による案件となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑8筆、田6筆、合計5,225平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を1,167アール耕作しており、良好に耕作管理されており、取得後につきましては水稲及び野菜の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号224303、議案書8ページ、224304番、譲受人が同一のため一括して説明させていただきます。譲受人、譲渡人ともに上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の田3筆、合計1,105平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稲及び野菜を112アール耕作しており、取得後につきましては、水稲の作付を予定しているということでございます。

以上4件、いずれの申請者も所有農地について良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件も全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

渡邊委員さん。

○9番（渡邊敏男君） 9番、渡邊です。8月20日、6番の柴崎委員さんと現地調査を行いましたので、報告します。

筆数が5つあるのですけれども、北側から細かく報告します。一番北についてです。小林小学校から北東へ直線で450メートルぐらいの集落内に位置しております。農地の状況は、畑で耕うん済みでした。北から2番目、集団農地内での元荒川土地改良揚水機場の東隣となっております。田は水稲耕作中でした。北から3番目、新谷橋から北東へ500メートルの田で、水稲耕作中でした。北から4番目、おばやし保育園から北へ直線で750メートルの場所の田で水稲耕作中でした。北から5番目、小林小学校より南へ400メートルぐらいの水田地帯、田は水稲作付耕作中でした。以上の5案件については、申請内容に確約書も添付されており、現地の状況から許可相当であると判断いたしました。

続いて、申請番号222304、申請地は122号バイパス、菖蒲陣屋の信号を東へ300メートルの水田地帯に位置しております。農地の状況は、田で水稲耕作中でした。畑は、休耕中でした。陣屋の田は、先ほどの陣屋の信号を西へ200メートルのところにあり、水稲耕作中でした。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） では、続きまして上内の案件については、宮城委員さんお願いします。

○13番（宮城与四郎君） 13番、宮城でございます。資料の7ページと8ページの2案件につきまして、8月21日、池田委員さんとともに現地の調査を行いました。

まずは、7ページの申請書番号224303であります。あわせて、8ページの申請書番号224304、いずれも譲受人が同一人でございますので、一括してご報告をさせていただきたいと思っております。土地の表示あるいは権利の内容等につきましては、資料のとおりであります。所有権移転を伴う売買でございます。理由につきましては、経営の拡大を図

りたいということであります。総会資料その1の地図のほうを御覧いただきたいと思いますが、資料3であります。右上に上内小学校がございますが、ここから南へ約400メートルくらい下がった実線で囲まれた水田でございます。現況は、確認をしましたら水稻の作付が行われているということであります。なお、北側につきましては同じく水稻の作付がされております。東、南、西ともに水稻作付が同様にされてございます。譲受人の農業経営の状況でございますが、申請をいただいた方につきましては、耕作の状況あるいは農機具の所有状況等々から申請地を取得後も適正に耕作をいただけるものと判断をいたします。

なお、地図のほうの資料の4を御覧いただきたいと思いますが、申請書番号224304の地図でございますが、同じく右上の上内小学校から南へ約400メートル下がったところ、実線で囲まれたところでございますが、田の状況は水稻が作付をされてございます。北側は同じく水稻、東側に野菜の作付をされております畑がございます。南側につきましては水稻、西側につきましては野菜ということであります。以上のことを勘案をしますと、この案件につきましても申請地取得後も適正に耕作がされるというふうに判断をいたします。

以上2案件につきまして、申請内容及び現地の状況等々から許可相当であるというふうに判断をいたしました。

以上であります。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま渡邊委員、宮城委員さんからの調査報告について、質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第9号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の10ページお開きください。

申請書番号221402、申請者は江面在住の方となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑1筆、42平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅敷地として使用しておりましたが、昭和42年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223401、申請者は高柳在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、142平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅の敷地の進入路として使用しておりましたが、昭和45年

の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番、岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 議席番号2番、岸田と申します。よろしく申し上げます。7月で農業委員になりました。初めてです。よろしく申し上げます。

8月19日なのですが、午後4時過ぎに17番の早野委員さんと現地調査を行いました。参考に資料を、第3回総会資料その1の資料5、番号221402を御覧ください。このページですが、東北自動車道久喜インターチェンジの南側というのでしょうか、すぐそばであります。周囲の状況なのですが、北側、宅地、東側は市道、南側、宅地、西側、宅地となっており、既に住宅の一角を占めております。この案件は、先ほど事務局からの説明があったように、昭和45年以前の線引き前の理由で追認案件になっております。新たな工事は行わないことから、何ら影響はないものと考えております。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

続いて、池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。8月21日に13番、宮城委員と現地調査を行いましたので、報告をさせていただきます。

申請書番号223401番、申請地は栗橋西小学校から県道さいたま・栗橋線を渡りまして南西に1.3キロほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が畑、南側が市道、西側が宅地となっております。この案件につきましては、追認案件であり、新たな工事を伴わないということから、周辺農地に被害を及ぼすことはないというふうに思われます。

以上、この案件につきましては申請内容及び現地の状況から許可相当と判断をいたしました。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま岸田、池田委員さんからの調査報告について、質問をお受けします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第9号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第10号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書12ページ、申請書番号221523、譲受人は吉羽4丁目在住の方、譲渡人は久喜東4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計481平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と子供と共に市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の現在の住まいに近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号221525、譲受人は下早見在住の方、譲渡人は下早見在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、下早見地内の畑3筆、合計450平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、当該農地から500メートル以内に久喜市役所本庁舎があることから第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて生活しておりますが、申請地の近くに住んでいる父が令和3年に大病を患い、今後も生活のサポートが必要なことから、実家にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書13ページ、申請書番号221526、譲受人は東京都板橋区に本店を置き、昭和56年から建築工事業等を行っている法人となります。譲渡人については江面在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、江面地内の畑7筆、合計2,234.28平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場及び駐車場を目的とした敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在東京都板橋区にて事業を営んでおりますが、今回上尾市で賃借している資材置場及び駐車場について賃貸借契約が切れることに伴い、代替りの土地を探していたところ、久喜市内で使用している資材置場に隣接する当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな資材置場及び駐車場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号222508、譲受人は戸田市に本社を置き、平成5年から土木業などを行っている法人となります。譲渡人は菖蒲町三箇在住の方ほか4名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田6筆、合計5,550平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間が9か月となっております。農地の区分につきましては、農用区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地では、現在水稻を作付しておりますが、今後は水稻作付ではなく畑として利用し、果樹を作付したいとのことで農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、採掘の深さが100センチ、現況面から80センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、菖蒲町柴山枝郷のストックヤードに保管してある建設現場で発生した一般建設残土であり、土地改良後はブドウの作付を予定しているということでございます。

続きまして、議案書の14ページ、申請書番号222509、譲受人は菖蒲町柴山枝郷在住の方、譲渡人は菖蒲町小林在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者

の日常生活または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在妻と子と共に市内の賃貸住宅にて生活をしておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったことから、譲受人の父親が所有する当該申請地へ農家分家住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223506、譲受人は高柳に事務所を置き、平成2年から線香、ろうそく等の製造販売を営んでいる法人となります。譲渡人は高柳在住の方となります。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、696平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります工場建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在申請地の近くにて事業を営んでおりますが、今回市の事業計画により移転をしなければならなくなり、工場を閉鎖することに伴い新たな移転先を探していたところ、現在稼働中の工場に近い当該申請地の所有者から了承が得られたことから、当該申請地へ新たな工場を設けることを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号223516、譲受人は蓮田市在住の方、譲渡人は上町在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の田1筆、391平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在妻と共に市外の賃貸住宅にて住んでおりますが、将来子供を育てるとき子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまうため、譲受人の勤務地や妻の実家へ行きやすい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書の15ページ、申請書番号224533、譲受人は群馬県前橋市在住の方、譲渡人は西大輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑2筆、合計339.19平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在単身で市外の官舎に住んでおり、家族は市外の賃貸住宅にて生活をしておりますが、今後家族で住む予定があり、また子供の成長とともに現在の賃貸住宅では手狭になってしまったため、転勤の多い譲受人が勤務地へも行きやすい交通の利便性のよい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、議案書16ページ、申請書番号224534、譲受人は行田市に本社を置き、昭和54年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人については上内在住の方となっております。土地の表示につきましては、上内地内の畑1筆、112平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建築条件付売買予定地のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。駅や小中学校、商業施設にも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地を含めた開発区域に6棟の建築条件付住宅を販売する予定となっております。

続きまして、申請書番号224535、譲受人は伊坂中央1丁目在住の方、譲渡人は加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、247平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。こちらの案件につきましては、令和2年の3月に一度ほかの事業計画にて許可を受けた後、先月、令和4年7月の総会において計画変更の承認を受けた案件でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて夫と子供と共に住んでおります。子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってしまったため、譲受人や譲受人の夫の勤務地に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。



以上10件、いずれの申請者も設置基準及び資金、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、第2調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 2番、岸田でございます。それでは、現地調査についてお話しします。8月19日、17番、早野委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

今回の第3回総会資料その1の資料7、221523のページを御覧ください。申請地は、久喜駅東口より北へ新幹線沿いに1,000メートル行った集落の中に位置しております。申請地につきましては、草が生い茂っておりますが、周囲北側、市道、東側、住宅、南側、市道、それから西側は駐車場と住宅地でございます。農地は、この一角しかありません。そういうことで、ここに被害を及ぼす状況はございません。それから、この計画でいくと、汚水は市道の下水管に流すということで、農地への被害はないということになります。

続きまして、次のページ、資料8、221525でございます。ここににつきましては、久喜市役所本庁舎より直線距離で300メートル程度に位置しております。県道上尾・久喜線に面しております。申請地はやはり草が生い茂っております。周囲は、北側は県道、東側は水路、それから南側、畑、西側、畑となっております。この農地に関する被害の関係でございますが、申請書類でいいますと、平場は30センチ以上確保し、マウンドアップ、敷地を高くするということになっております。それから、排水につきましては水路があるのですが、その排水を合併浄化槽を設置して東側の水路に放流するというので、排水放流承認書が添付されております。

続きまして、資料9を御覧ください。9の221526でございます。これは、久喜市の総合運動公園毎日興業アリーナ第2体育館、それからさいたま・栗橋線を挟みまして100メートル程度のところに位置しております。この敷地につきましては、当然ながらさいたま・栗橋線に面しております。それから、申請地なのですが、3番はきれいに除草されておりました。周囲は、北側に住宅地、東側、県道、南側、市道、西側、市道となっております。建物があるのですが、この既存建物については申請者の看板がかけてありました。そんな状況でございます。申請内容につきましては、敷地の拡張、資材置場、駐車場ですので、周辺に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

渡邊委員さん。

○9番（渡邊敏男君） 9番、渡邊です。過日20日に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号222508、申請地は長龍寺幼稚園から南へ250メートルぐらいの水田地帯に位置しております。周囲は、北が排水路、東側が畑、畑と言っていかどうか、片方には雑種地って書いてあったのですが、南側が用水路と農道、西側が農道となっております。被害防除については、鉄板を敷いて盛土をすとなっているので、周辺の農地には被害を及ぼすことはないと思われま。

続いて、申請書番号222509、申請地は小林南中学校から北へ400メートルの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地と畑、東側が畑、南側が畑、西側が市道と宅地となっております。被害防除につきましては、隣地境界線コンクリートブロック4段積みフェンス、雑排水は集落排水に接続となっております。周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上2案件については、申請内容及び現地の状況から許可相当であると判断しました。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） 池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 3番、池田でございます。8月21日に現地調査を行いましたので、ご報告をさせていただきます。

資料が12番でございます。申請書番号223506番、申請地につきましては、栗橋西小学校から南西に1.2キロほどの集落内に位置しておりまして、休耕田でございました。周囲は、北側が用悪水路を挟みまして畑、東側が畑、南側が市道、西側が雑種地で資材置場となっております。被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水につきましては合併浄化槽を設置しまして、申請地の南側の道路側溝に接続する計画となっております。周辺農地に被害を及ぼすことはないというふうに思われます。

資料の13です。申請書番号223516番、申請地につきましては、栗橋西小学校北側に隣接をしております。周囲は、北側が空き地、東側が畑、南側が学校用地、西側が市道となっております。現地は、草刈りが実施をされておりました。被害防除につきましては、周囲にコンクリートブロックを設置する計画となっております。また、排水につきましても、合併浄化槽を設置しまして、申請地西側の道路側溝に接続する計画となっております。周辺農地に被害を及ぼすことはないというふうに思われます。

以上2案件につきましては、申請内容及び現地の状況から許可相当と判断をいたしました。

○会長（長谷川 勲君） 宮城委員さん。

○13番（宮城与四郎君） 議席番号13番、宮城でございます。去る8月21日に3番の池田委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

資料の15を御覧いただきたいと思います。地図の中ほどに川越・栗橋線という道路が通っておりますが、この北側に朝比奈医院という病院がございますが、ここから西側へ約100メートルほど行ったところが本案件であります。現況は、更地になってございました。北側が住宅、東側が東京電力の変電所に隣接をしております。南側が住宅地、西側が道路を挟んで住宅地という状況でございます。なお、隣接地に被害が生じないように、マウンドアップを作製するということでありますから、周辺への影響は問題ないというふうに判断をいたします。

続きまして、資料の16であります。申請書番号224534であります。地図の右側に1―1という鷺宮団地の1街区がございますが、ここから西のほうに約100メートルほど行ったところが現地でありまして、現況は更地になってございます。北側が住宅、東側が鷺宮保育園の第二駐車場に隣接をしております。南側がフェンスで囲まれておりまして、有料駐車場と区分がされてございます。西側は道路を挟んで住宅でございます。本案件につきましては、周囲の状況等から問題がないというふうに判断をいたします。

続きまして、申請番号224535でございます。地図の左下辺りに介護老人施設の桜田がございますが、ここから東に約500メートル行ったところが本件の土地、更地でございます。実線で太く囲まれてございますが、JRの東鷺宮駅から徒歩で約9分程度の立地でございます。北側が住宅、東側も住宅、南側が道路を挟んで住宅、西側も住宅という状況でございます。なお、本案件につきましては、以前に自己用住宅を目的として農転の許可を取得をしておりまして、所有権移転及び造成工事まで終了している状況でございました。なお、前回の第2回総会において農転計画を変更する旨の決議をいただいております。今回その農転の申請ということになります。

以上3案件につきましては、申請の内容及び現地の状況等から許可相当であると判断をいたします。

以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいまの4人の委員さんからの調査報告について質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。  
討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

- 会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。  
採決に入ります。

それでは、議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

◎議案第11号

- 会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第11号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程します。  
事務局に説明を求めます。

なお、菖蒲62番については、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明させます。

村田係長。

- 副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第11号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の18ページから20ページまでになります。今月は8件の申出を受けておりまして、うち新規案件4件でございます。それでは、新規案件についてご説明させていただきます。

初めに、議案書の19ページ、申請書番号、菖蒲の63番、利用権を設定する農地が菖蒲町上栢間地内の田1筆、991平米でございます。借手、貸手ともに菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する利用権は使用貸借権の設定、普通畑3年間を予定しているものでございます。

続きまして、議案書の20ページ、申請書番号、栗橋の5番、利用権を設定する農地は佐間地内の田2筆、合計359平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉農林公社、貸手は栗橋中央1丁目在住の方となっております。設定する利用権は賃借権の設定、水稻作付6年2か月間、賃借料は反当たり5,000円を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、栗橋の6番、利用権を設定する農地は、狐塚地内の田4筆、合計3,787平米でございます。借手は久喜東1丁目に事務所を置く法人、貸手は狐塚在住の方となっております。設定する利用権は、ともに使用貸借権の設定で、水稻作付3年6か月間を予定しているものでございます。

以上、今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権の設定面積が菖蒲の62番を除いて、新規、再設定合わせて24筆、合計1万8,991平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

新規案件のものについては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思っております。

なお、栗橋5番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉農林公社への貸付けとなりますので、報告は省略します。

まず初めに、菖蒲63番の借手につきましては、菖蒲10地区の石井松江推進委員さんよりお願いします。

- 菖蒲10（石井松江君） 現地調査したところ、きれいに雑草の処理もしてあって大丈夫です。良好です。

- 会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

次に、栗橋6番の借手の方につきましては、栗橋6地区の遠藤推進委員さんよりお願いいたします。

○栗橋6（遠藤正幸君） 借方の方については、久喜駅近くに建築事務所を置く法人でございまして、今年から営農をされる法人であります。今回初めて利用権を設定するという事だったので、8月3日、会長、私、そして貸手の方と、それから事務局さんと面談を行いました。借手の方が借りる場所なのですが、これは栗橋町内狐塚地区内にございまして、約3,787平米、その農地を借りて水稻を栽培するという事でございます。また、借手の方なのですが、これは先ほども申し上げましたように、建築事務所、借手の方が社長で、その事務所に勤めている方の土地を借りて営農されるということなので、借手の方の援助をしてもらえるものと思いますので、適正に耕作をしていただけるものと私考えております。また、今後地域の中心となる担い手として営農活動をされていくのではないかと考えられますので、適正に耕作をしてもらえるものと考えております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で菖蒲62番を除く新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

杉田委員さん。

○1番（杉田孝行君） 1番、杉田です。栗橋の6の借手の方の農機具等はどういうふうになっていますか。

○栗橋6（遠藤正幸君） 農機具、奥さんの実家が農家でありまして、その奥さんの実家のほうの農機具を最初は利用してやるということと、それと機械屋さんのほうからリースで農業機械を使われて営農されるということでもあります。また、別に同じ建築事務所に勤める方がうちのすぐ近くの方なのですが、この方もともと農家で、水稻栽培を主にされている農家さんなのです。だから、そちらの農機具も利用されて適正に問題なく耕作されるものと私考えております。

○1番（杉田孝行君） 分かりました。

○会長（長谷川 勲君） そのほかにも質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、菖蒲62番を除き、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案のとおり可決決定します。

次に、菖蒲62番に移ります。

農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、高橋委員さんにおかれましては暫時ご退席願います。

〔7番 高橋眞一君退席〕

○会長（長谷川 勲君） それでは、議案について事務局に説明いたさせます。

村田係長、お願いします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書18ページ、19ページ、申請書番号、菖蒲62番、利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の田13筆、畑14筆、合計1万2,759平米でございまして、借手は菖蒲町新堀在住の方、貸手は菖蒲町菖蒲在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で、普通畑及び水稻作付5年間を予定しているものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

菖蒲62番の借手につきましては、菖蒲2地区の伊藤推進委員さんよりお願いします。

○菖蒲2（伊藤克美君） 今回利用権を設定する借手の方は、農業委員をやっている方です。主に水稻9ヘクタールを栽培しています。それから、地域の方との問題も何もないですから、別に何ら問題ないと思います。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で新規案件の報告は終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲の君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、菖蒲62番について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

高橋眞一委員の入室を認めます。

〔7番 高橋眞一君着席〕

◎議案第12号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第12号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第12号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書22ページになります。

栗橋の1番、設定を受ける農地は佐間地内の田2筆、合計359平米でございます。借手の方は、新井在住の方で、現在水稻及び野菜を合計1,476アール耕作しており、良好に耕作管理されております。設定する権利は賃借権の設定で、水稻作付6年2か月間、賃借料が反当たり5,000円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第12号 久喜市農用地利用集積配分計画の原案について。賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎議案第13号

○会長（長谷川 勲君） 続きまして、議案第13号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長(村田直洋君) それでは、議案第13号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、議案書の24ページから26ページまでになります。

こちらにつきましては、依頼のあった農地について、農地法上の農地に該当するものではない旨の証明を依頼人から求められておりますことから、農業委員会としてその可否を判断するものでございます。

初めに、議案書の24ページ、菖蒲1番、依頼人は東京都中央区に事務所を置く法人で、土地の表示につきましては菖蒲町三箇地内の田7筆、合計4,380平米でございます。

続きまして、議案書の24ページ、25ページ、菖蒲の2番、依頼人は桶川市に事務所を置く法人で、土地の表示につきましては菖蒲町三箇地内の田22筆、合計1万7,903平米でございます。

続きまして、菖蒲の3番、依頼人は菖蒲町三箇在住の方で、土地の表示につきましては菖蒲町三箇地内の田3筆、合計3,155平米でございます。

続きまして、議案書の26ページ、菖蒲4番、依頼人は菖蒲町三箇在住の方で、土地の表示につきましては菖蒲町三箇地内の田3筆、合計2,973平米でございます。

依頼については、令和4年7月12日及び7月13日付で久喜市農業委員会会長宛て、農地に該当しないことの証明依頼書が提出されました。証明を求める理由として、平成2年以来耕作を行っておらず、耕作に不適な不純物等の混入により農地として復元することが難しいこと、基盤整備事業の実施等も計画されておらず当該農地の状況から復元には莫大な費用がかかり、今後それに見合う収穫が望めず継続して利用することができないこと、平成28年に当該地内水路を廃止し、占用除斥決済金を支払い済みで、令和3年8月に市から導水路の払下げ許可を取得しており、水路等の給水設備もないことを挙げられております。

国において定めております農地法の運用についての制定について、第4、(2)によると、農業委員会は農地の所有者から当該農地に該当しないことの証明を依頼された場合、手続に従い農地に該当するか否かの判断を行うこととされております。それによると、農地法第30条の利用状況調査等を踏まえ、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地、人力または農業用機械では耕起、整地ができない土地であって、農業的利用を図るための条件整備、基盤整備事業等が計画されていない土地について、その土地が森林の様相を呈しているなど、復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、それ以外の場合であっても、その土地の周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合とされております。

別冊の総会資料その2を御覧ください。令和4年8月10日に、長谷川会長、地元農業委員の渡邊委員、地元農地利用最適化推進委員の関推進委員が現地調査を行いまして、そのときの写真を掲載しております。また、後ろのページでは、国で例示している遊休農地、荒廃農地の判定事例とその考え方を添付しております。

議案第13号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての説明は以上でございます。

○会長(長谷川 勲君) ありがとうございます。

こちらについては、担当地区の推進委員から現地調査の報告をしていただきます。

関推進委員さん、お願いします。

○菖蒲4(関 裕一君) 菖蒲4地区を担当させていただいている推進委員の関です。8月10日に長谷川会長、渡邊委員さんと私にて現地を確認いたしましたので、その状況を報告します。

現地の状況について、菖蒲1、菖蒲4は管理されていた形跡がありまして、草丈が低い状態でしたが、一部管理が行き届いていない箇所があり、その部分の草丈は高い状態です。菖蒲2は、管理がされていない状態で、大部分にア

シが茂っている状態です。菖蒲3につきましては、数年前まで耕作をしていた形跡がありまして、草丈は周辺より低い状態です。

なお、周辺状況は現地東側に宅地、コンビニがあり、西側はNHKラジオ放送局、南側は物流倉庫及び農地、北側は砂利置場及び農地がございます。

以上、現地を確認した結果、草の繁茂状況は場所によって異なりますが、繁茂がひどいところは総会資料その2の参考1にある農林水産省の判定事例に載っている復元可能な写真と同じ状況に見えます。したがって、現地は全て作業することにより復元が可能であると考えられます。また、周辺の状況を見ても復元後継続して耕作ができないとは考えづらいです。よって、非農地には該当しないと考えます。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

以上で報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。

坂巻委員さん。

○12番（坂巻昭一郎君） 12番の坂巻ですけれども、これ農地を法人取得できるのですか。これまでの経過というのをちょっと説明していただけますでしょうか。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主任（黒須一宏君） 事務局の黒須です。本来であれば、法人さんが農地を取得するというのは、農地所有適格法人というものではないと、農地を取得することはできません。ただ、こちらの案件については、民法上の時効取得と言われる方法で農地法の手続を経ないで取得をしてしまったという状況でございます。

以上で大丈夫ですか、よろしいですか。

○12番（坂巻昭一郎君） では、もう一回。その時効取得について、以前にちょっとお聞きしたことあるかと思うのですけれども、もう一度ちょっと説明していただけますか。どういう状態になったら時効取得で、管理した方に権利が移るとのことだと思うのですけれども、ちょっとその辺説明いただきたい。

○主任（黒須一宏君） 公然と20年間そこを占有していた。それが法務局さんに認められることによって、時効で取得することは可能というのが民法上の法律であります。

○12番（坂巻昭一郎君） 何年間ぐらいですか。

○主任（黒須一宏君） 20年間ですかね。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○12番（坂巻昭一郎君） はい。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。

お願いします。

○14番（野口和幸君） 14番、野口ですけれども、ちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほどの説明の中で農道ですか、これを払い下げたという話がちょっとあったと思うのですけれども、これは実際払い下げたのですか。

○主任（黒須一宏君） 払い下げているかどうかの事実ということでございますか。

○14番（野口和幸君） ええ、先ほど何か説明の中で払下げということで。

○主任（黒須一宏君） 払下げの旨の回答をしています、管理者から。

以上です。

○14番（野口和幸君） それは要するに必要ないということで払い下げたのかなとは思うのですが、その辺は何かされているのですか。

○主任（黒須一宏君） そちら辺の判断については、管理者の市のほうになりますので、市でそういう判断をしたのだと思うのです。

以上です。

○14番（野口和幸君） どのくらい払い下げたのですか。距離というか幅というか、それは分からないですか。

○主任（黒須一宏君） ちょっと具体的には私も分からないのですが、その土地なのですから、何本か農道が入っているのですが、それについて回答をしたと聞いております。

以上です。

○会長（長谷川 勲君） よろしいですか。

○14番（野口和幸君） はい。

○会長（長谷川 勲君） はい。

○15番（籠宮信寿君） 15番の籠宮でございます。先ほどの説明の中で、水路の決済とか、そういったお話も出ていました。この決済については、業者の方、時効取得で取得された依頼人の方が支払われたのか、固定資産税の関係だと今農地は当然持てない話なので、固定資産の課税的には雑地扱いになっているのかどうか、お聞かせいただきたいのですが。

○会長（長谷川 勲君） 事務局、お願いします。

○主任（黒須一宏君） まず、この水利の脱退のお金の関係なのですから、以前に、同じこの依頼地なのですから、ここを水田から畑にするという農地改良の申請をいただいたのです。その際に、もう田んぼではなくなって水を使わないということですので、担当の土地改良区さんから脱退してお金を支払っていた。お金を支払って脱退したという経緯がございます。また、2つ目の地目につきましては、課税は恐らくそのまま、登記と変わらず田んぼになっている状態だと思われま。

以上です。

○15番（籠宮信寿君） ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。

岸田委員さん。

○2番（岸田一男君） 1点だけ教えていただきたいのですが、この区域に関して市の土地の水路と道路は全て払下げ済みなのですか、それだけ。

○会長（長谷川 勲君） 事務局。

○主任（黒須一宏君） 払下げの認可は受けている状況です。

○2番（岸田一男君） 払下げる部分というのは、この敷地と敷地の境界に道路等があったということだからですか。

○主任（黒須一宏君） そういうことです。

○2番（岸田一男君） そういうことですか、分かりました。ありがとうございます。

○会長（長谷川 勲君） そのほかに質問はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。



それでは、議案第13号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について、こちらについては依頼のあった全ての農地について、現在の農地法の農地に該当するものとして賛成の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（長谷川 勲君） 全員をもって依頼のあった非農地証明の願について、全ての農地は現在も農地法上の農地に該当するものとして回答をいたします。

◎報告事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、報告に入ります。

議案書の28ページになります。農地法第4条の届出でございます。今月は4件の農地法第4条の届出を受理しております。いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の30ページ、31ページです。農地法第5条の届出でございます。今月は5件の農地法第5条の届出を受理しており、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の33ページになります。こちらにつきましては、農地法第4条の許可取消しについてでございます。今月は取消願が1件提出されております。昭和45年、自己用住宅建築のための農地法第4条許可がなされた案件でございますが、計画変更のため今回取消願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の35ページです。農地法第5条の許可取消しについてでございます。こちらについては、今月取消願が1件提出されており、平成30年、自己用住宅建築のための農地法第5条の許可がなされた案件でございますが、計画変更のため今回取消願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の37ページ御覧ください。こちらにつきましては、農地法第5条の許可申請取下げについてでございます。今月は取下願が1件提出されております。こちらについては、農地法第5条の許可申請書提出されましたが、申請受理後、事業計画を中止することとなったため今回取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の39ページ、40ページになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は2件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書の42ページ、農地法第18条第6項の規定による通知でございます。今月は2件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、議案書の44ページでございます。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらについては、時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から3件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（長谷川 勲君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。

何か質問がございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様からこれに関し

て何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（長谷川 勲君） それでは、日程の第9、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定していた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたら、お受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（長谷川 勲君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時50分

○会長（長谷川 勲君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和4年8月25日

久喜市農業委員会会長 長谷川 勲

署名委員 川鍋 優

署名委員 柴崎 行雄